

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 22 日 (火) 第 296 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

○鹿児島県電子計算機等情報処理規程の一部を改正する訓令 (※) (デジタル推進課取扱い) 1

告 示

- 駐在機関の廃止 (※) (人事課取扱い) 2
- 保安林の指定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 3
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 5
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (5件) (道路維持課取扱い) 6
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (港湾空港課取扱い) 8
- 公有水面の埋立ての承認の出願 (港湾空港課取扱い) 10

公 告

○落札者等の公告 (管財課取扱い) 11

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 11

公 安 委 員 会 公 告

○令和 4 年度技能検定員審査等公告 (免許試験課取扱い) 12

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

鹿児島県電子計算機等情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県電子計算機等情報処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県電子計算機等情報処理規程 (平成 9 年鹿児島県訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 7 条から第 11 条までの規定中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

第 13 条第 2 項及び第 14 条第 2 項中「情報政策課長」を「デジタル推進課長」に改める。

第 15 条第 1 項中「情報政策課長」を「デジタル推進課長」に改め、同条第 2 項中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

第 16 条中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

第 17 条第 1 項中「情報政策課長」を「デジタル推進課長」に改め、同条第 2 項中「企画部長」

を「総合政策部長」に改める。

第19条第2項及び第20条第2項中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

第21条中「情報政策課長」を「デジタル推進課長」に改める。

第24条第2項、第25条第1項及び第27条から第29条までの規定中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

別紙様式中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年3月22日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第213号

平成20年4月1日鹿児島県告示第593号（駐在機関の設置）をもって設置した大島支庁総務企画部知名町駐在機関は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市浜平字俣江1860番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市海潟字堂之迫857番、859番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第216号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、笠利加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第217号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年3月22日から同年4月5日まで与論町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡与論町大字古里1103番地 西武雄
大島郡与論町大字麦屋1098番地1 原田高持
大島郡与論町大字古里2300番地2 原田安秀
- 2 加入区
与論加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
与論町漁業協同組合

鹿児島県告示第218号

薩摩川内市港町6198番地 小倉義宏及び薩摩川内市港町6141番地 濱崎洋一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第219号

熊毛郡屋久島町安房2457番地288 中島正道及び熊毛郡屋久島町麦生335番地495 岡山龍之介からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町安房区域（熊毛郡屋久島町船行、安房、麦生、原及び尾之間の地区）

2 区分 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第220号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和3年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
竹之内穀類産業（株） 本社工場 8340001002664 （鹿児島市）	同左	N o . 80395繁殖飼料	令和 3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		N o . 80470繁殖飼料	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
鹿児島プロフーズ（株） 本社工場 1340001001045 （いちき串木野市）	同左	チキンミール	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
		フェザーミール	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
日本農産工業（株） 志布志工場 6020001015642 （志布志市）	同左	ノーサン印ブロイラー肥育前期用配合飼料J F エナジー前期	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ノーサン印ブロイラー肥育後期用配合飼料新ノーサン後期H	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ノーサン印ほ乳期子牛育成用・若令牛育成用・肉用牛繁殖用配合飼料カーフドレッシング	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ノーサン印肉牛繁殖用配合飼料きりしま繁殖用	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ノーサン印海産魚育成用配合飼料クロシオベース	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
鹿児島プロフーズ（株） 谷山工場 1340001001045	同左	調整魚粉	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
		浦田ハマチ用ミール	3.12	栄養成分等－粗たん白質，粗繊維，粗灰分	無

(鹿児島市)					
(株) エコハー ベストシステム 東開工場 4340001018508 (鹿児島市)	同 左	脱水飼料	3.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
平松畜産(株) 本社工場 4340001019381 (鹿屋市)	同 左	乾燥 TMR	3.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
鹿児島きもつき 農業協同組合 TMRセンター 8340005006711 (鹿屋市)	同 左	TMR 飼料	3.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備，農道整備，客土及び暗渠排水）屋久島南部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 4 年 3 月 23 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧場所
屋久島町役場建設課

鹿児島県告示第222号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和 3 年 7 月 9 日鹿児島県告示第804号で告示した基本測量の実施は、令和 4 年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から令和 3 年 10 月 22 日鹿児島県告示第1017号で告示した公共測量の実施は、令和 4 年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 4 年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	鹿屋市串良町細山田字赤岸 2265番1地先から同市串良 町細山田字上見鳥2186番5 地先まで	前 後	22.6~34.4 25.8~42.5	18.4 18.4
		鹿屋市串良町細山田字小池 尻2104番4地先内	前 後	23.0~26.6 23.0~37.8	22.5 22.5

鹿児島県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 4 年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	鹿屋市串良町細山田字赤岸2265番1地先から同市串 良町細山田字上見鳥2186番5地先まで	令和 4 年 3 月 22 日
		鹿屋市串良町細山田字小池尻2104番4地先内	

鹿児島県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 4 年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	東郷西方港線	薩摩川内市湯田町字多出迫 6283番地先から6293番4地 先まで	前 後	20.9~24.9 21.4~28.3	14.8 14.8

鹿児島県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 4 年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	東郷西方港線	薩摩川内市湯田町字多出迫6283番地先から6293番4地先まで	令和4年3月22日

鹿児島県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿島上甕線	薩摩川内市上甕町中甕字縄立1395番1地先から1395番4地先まで 薩摩川内市上甕町中甕字縄立1397番1地先内	前	17.5～21.6	25.7
			後	17.5～50.3	25.7

鹿児島県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿島上甕線	薩摩川内市上甕町中甕字縄立1397番1地先内	令和4年3月22日

鹿児島県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋環状線	鹿屋市祓川町5513番1地先から5307番5地先まで	前	12.6～17.2	51.7
			後	15.8～26.8	51.7
		鹿屋市西祓川町331番1地先から169番3地先まで	前	6.8～7.8	140.0
			後	8.5～18.9	140.0

	鹿屋市大浦町13240番1地	前	7.4～8.4	46.1
	先から13239番1地先まで	後	10.4～13.9	46.1

鹿児島県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋環状線	鹿屋市祓川町5513番1地先から5307番5地先まで	令和4年 3月22日
		鹿屋市西祓川町331番1地先から169番3地先まで	
		鹿屋市大浦町13240番1地先から13239番1地先まで	

鹿児島県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	高隈内ヶ迫線	鹿屋市下高隈町1093番6地先から1092番地先まで	前	7.9～9.9	63.0
			後	7.9～66.5	63.0
		鹿屋市下高隈町1135番3地先内	前	6.5～6.8	25.0
			後	6.8～20.8	25.0

鹿児島県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	高隈内ヶ迫線	鹿屋市下高隈町1093番6地先から1092番地先まで	令和4年 3月22日
		鹿屋市下高隈町1135番3地先内	

鹿児島県告示第234号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和4年3月22日から同年4月11日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県北薩地域振

興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和4年3月22日

川内港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

2 埋立区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成3年12月21日付け鹿児島県指令港第445号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+2.28メートルにより決定）により囲まれた区域並びに①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑯の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 薩摩川内市港町字唐山6117番1の国土地理院唐山三等三角点（北緯31度51分43秒8988，東経130度12分06秒2442）（以下「基点」という。）から299度30分58秒673.28メートルの地点

②の地点 ①の地点から289度28分27秒160.91メートルの地点

③の地点 ②の地点から199度28分27秒37.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から289度28分27秒30.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から199度28分27秒3.10メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から289度28分27秒25.10メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から19度28分27秒200.85メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から109度28分27秒126.74メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から109度33分29秒90.14メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から199度31分24秒0.10メートルの地点

⑪の地点 基点から297度21分36秒563.41メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から289度28分27秒5.80メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から19度28分27秒3.00メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から289度28分27秒30.00メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から19度28分27秒2.30メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から109度28分27秒35.80メートルの地点

(3) 面積

37,002.45平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6115番2又は6115番38の地先公有水面，同字6115番2又は6115番38，6115番1又は6115番6，6117番1，6110番1，6110番197及び6110番196に接する国有地の地先公有水面並びに同字6110番196及び6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、㊦の地点から㊩の地点までを順次に結んだ線，㊩の地点と㊦の地点を結ぶ平成3年12月21日付け鹿児島県指令港第445号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+2.28メートルにより決定），㊦の地点から㊩の地点までを順次に結んだ線及び㊩の地点と㊦の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 基点から271度04分39秒288.12メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から289度29分56秒420.90メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から19度28分27秒663.57メートルの地点

- ㊦の地点 ㊧の地点から109度28分27秒316.88メートルの地点
⑨の地点 ㊦の地点から199度28分27秒200.13メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から199度31分24秒0.10メートルの地点
①の地点 ⑩の地点から199度47分03秒160.52メートルの地点
㊨の地点 ①の地点から199度47分03秒34.70メートルの地点
⑮の地点 ㊨の地点から109度28分27秒69.28メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から109度28分27秒35.80メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から199度28分27秒5.30メートルの地点

(3) 面積

238,095.30平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

令和4年3月4日

鹿児島県告示第235号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和4年3月22日から同年4月11日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県北薩地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和4年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

川内港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 出願に係る官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長 藤巻浩之

2 埋立区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 薩摩川内市港町字唐山6117番1の国土地理院唐山三等三角点（北緯31度51分43秒8988，東経130度12分06秒2442）（以下「基点」という。）から297度18分36秒569.18メートルの地点

②の地点 ①の地点から289度28分27秒290.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から19度28分27秒2.80メートルの地点

④の地点 ③の地点から109度28分27秒30.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から19度28分27秒37.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から109度28分27秒230.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から199度28分27秒37.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から109度28分27秒30.00メートルの地点

(3) 面積

9,322.00平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6110番199地内，同字6115番34及び6115番2又は6115番38の地先公有水面，同字6115番2又は6115番38，6115番1又は6115番6，6117番1，6110番1，

6110番197及び6110番196に接する国有地の地先公有水面並びに同字6110番196及び6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊷の地点と㊸の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊷の地点 基点から261度42分41秒398.64メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から289度29分56秒669.57メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から19度29分56秒853.93メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から119度10分00秒679.22メートルの地点

(3) 面積

533,580.31平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

令和 4 年 3 月 4 日

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

パルスオキシメータ 2,230台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 4 年 2 月 24 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

フクダ電子西部南販売株式会社鹿児島営業所

鹿児島市東開町5-12

5 随意契約に係る契約金額

41,530,500円

6 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 激デジ真・牙狼RBY4	株式会社サンセイアールアンドディ	1P1026
ぱちんこ遊技機	P 世界でいちばん強くなりたいRHY	株式会社サンセイアールアンドディ	1P1060

ぱちんこ遊技機	P 牙狼 MUSEUM-MA	株式会社サンセイアー ルアンドディ	1P1581
回胴式遊技機	S スーパーハナハナ 2D-30	株式会社パイオニア	1S1736
回胴式遊技機	S アバサー A1-30	株式会社アムテックス	1S1953

公安委員会公告

令和 4 年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、令和 4 年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 前期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

- (㊦) 筆記試験 令和 4 年 5 月 9 日 (月) 及び同年 6 月 27 日 (月) の午前 9 時から
- (イ) 技能試験 令和 4 年 5 月 9 日 (月) 及び同年 6 月 27 日 (月) の午後 1 時から
- (ウ) 面接試験 令和 4 年 5 月 10 日 (火) 及び同年 6 月 28 日 (火) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和 4 年 5 月 9 日 (月) 及び同年 6 月 27 日 (月) の午前 10 時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和 4 年 6 月 6 日 (月)，同月 7 日 (火)，同月 8 日 (水)，同年 9 月 12 日 (月)，同月 13 日 (火) 及び同月 14 日 (水) のそれぞれの日の午後 1 時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

- (㊦) 筆記試験 令和 4 年 5 月 16 日 (月) 及び同年 7 月 4 日 (月) の午前 10 時から
- (イ) 技能試験 令和 4 年 5 月 16 日 (月) 及び同年 7 月 4 日 (月) の午後 1 時から
- (ウ) 面接試験 令和 4 年 5 月 17 日 (火) 及び同年 7 月 5 日 (火) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和 4 年 5 月 16 日 (月) 及び同年 7 月 4 日 (月) の午前 10 時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和 4 年 6 月 6 日 (月)，同月 7 日 (火)，同月 8 日 (水)，同年 9 月 12 日 (月)，同月 13 日 (火) 及び同月 14 日 (水) のそれぞれの日の午後 1 時から

2 後期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

- (㊦) 筆記試験 令和 4 年 10 月 11 日 (火) の午前 9 時から
- (イ) 技能試験 令和 4 年 10 月 11 日 (火) の午後 1 時から
- (ウ) 面接試験 令和 4 年 10 月 12 日 (水) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和 4 年 10 月 11 日 (火) の午前 10 時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和 4 年 11 月 14 日 (月)，同月 15 日 (火) 及び同月 16 日 (水) のそれぞれの日の午後 1 時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

- (㊦) 筆記試験 令和 4 年 10 月 17 日 (月) の午前 10 時から

- (イ) 技能試験 令和 4 年 10 月 17 日 (月) の午後 1 時から
- (ウ) 面接試験 令和 4 年 10 月 18 日 (火) の午前 9 時から
- イ 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
筆記試験 令和 4 年 10 月 17 日 (月) の午前 10 時から
- ウ 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許
技能試験 令和 4 年 11 月 14 日 (月), 同月 15 日 (火) 及び同月 16 日 (水) のそれぞれの日の午後 1 時から
- 3 審査の場所
鹿児島県警察本部交通部免許試験課 (始良市東餅田 3934 番地)
- 4 審査の申請手続
 - (1) 受審資格要件
 - ア 教習指導員審査
 - (ア) 普通自動車免許
普通自動車に係る運転免許を有する者
 - (イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許
受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者
 - (ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの
 - イ 技能検定員審査
 - (ア) 普通自動車免許
普通自動車に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者
 - (イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許
受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者
 - (ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの
 - ウ 受審の注意事項
受審者は, 教習指導員審査を 1 種, 技能検定員審査を 1 種の合計 2 種まで受審できるものとする。
- (2) 申請書類
 - ア 審査申請書
 - イ 資格審査票
 - ウ 運転免許証の写し
 - エ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は, その免許に係る教習指導員資格者証の写し
 - オ 普通自動車免許, 普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は, その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は, その免許に係る教習指導員資格者証の写し
 - カ 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習

指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

キ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3934番地 郵便番号 899-5421）
なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

5 前期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

令和4年5月実施分は、同年4月1日（金）から同月15日（金）まで、同年6月及び7月実施分は、同年6月1日（水）から同月15日（水）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和4年4月15日及び同年6月15日の消印のあるものまで受け付ける。ただし、直接持参の場合は、鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日とする。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

令和4年6月実施分は、同年4月15日（金）から同月28日（木）まで、同年9月実施分は、同年8月15日（月）から同月31日（水）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和4年4月28日及び同年8月31日の消印のあるものまで受け付ける。ただし、直接持参の場合は、県の休日を除く日とする。

6 後期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

令和4年9月1日（木）から同月15日（木）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和4年9月15日の消印のあるものまで受け付ける。ただし、直接持参の場合は、県の休日を除く日とする。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

令和4年9月30日（金）から同年10月14日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和4年10月14日の消印のあるものまで受け付ける。ただし、直接持参の場合は、県の休日を除く日とする。

7 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

8 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課
始良市東餅田3934番地（郵便番号 899-5421）
電話番号 0995-65-2295